

税理士法人経営支援

事務所通信



春の桜と共に日本の四季を感じ
させてくれる紅葉。昼夜の気温差
が大きいほど、美しくなるそうで
す。今年の紅葉はどのように楽し
めますか？

掲載内容に関してご不明点等が
あれば、お気軽に当事務所までお
問い合わせください。

contents

- ◆変わる 令和6年分の年末調整関係書類
- ◆最低賃金の引上げ幅が過去最大に
- ◆データでみる中小企業の付加価値率
- ◆海外出張における日当の支給状況

変わる 令和6年分の 年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。

変更された年調関係書類

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類（マル基配所）に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、『令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書』とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算			
判定	☐	900万円以下	(A)
	☐	900万円超 950万円以下	(B)
	☐	950万円超 1,000万円以下	(C)
	☐	1,000万円超 1,805万円以下	(D)
	☐	1,805万円超 2,400万円以下	48万円
	☐	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
☐	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ	
(左のA～Dを配属)	
基礎控除の額	
円	
本人定額減税対象	
☐	

○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

Ⅱ 所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (※円) (金額)					
119万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	135万円超 140万円以下	140万円超 145万円以下	145万円超 150万円以下
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※「判定」及び「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。
※(A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

配偶者控除の額	
円	
配偶者特別控除の額	
円	
配偶者定額減税対象	
☐	

(※)上記申告書及び「扶養控除等（異動）申告書」に同一生計配偶者や扶養親族（いずれも居住者に限る）を記載していれば、年末調整で定額減税を受けるために、『令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書』の様式を提出する必要はありません。

(2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書（マル保）では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

(3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（マル扶）の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書（以下、簡易な申告書）として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

簡易な申告書

(1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書（簡易な申告書）とすることができます。

(2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」となります。

例．年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族 A
生年月日：平成 18 年 5 月 5 日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じて、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとして提出することができます。

例．源泉控除対象配偶者の所得の見積額の変動

源泉控除対象配偶者 B
令和6年分の所得の見積額 30 万円
→令和7年分の所得の見積額 40 万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうことになります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求めることになります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

(3) 記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

○簡易な申告書の記載事項

- 申告書を提出する本人の
 - 氏名
 - 個人番号（記載不要の場合は不要）
 - 住所又は居所
 - 前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものとすることができます。

○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

(※) 赤字が記載事項。個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

(4) 添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

提出を受けた側の対応

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。

最低賃金の引上げ幅が過去最大に

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金。2024年度の地域別最低賃金が決まりました。

最低賃金の種類と改定時期

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2024年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。

地域別最低賃金と発効日

改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）で、51円の引上げとなりました。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で、最高額となります。

特に徳島県は引上額が84円と突出して高く、また、発効日が11月にずれ込んだことも異例となりました。徳島県に限らず、今春の大幅賃上げを受け止めて、活発な議論が全国的に行われたことがうかがえます。

2024年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	960	1,010	50	2024年10月1日
青森	898	953	55	2024年10月5日
岩手	893	952	59	2024年10月27日
宮城	923	973	50	2024年10月1日
秋田	897	951	54	2024年10月1日
山形	900	955	55	2024年10月19日
福島	900	955	55	2024年10月5日
茨城	953	1,005	52	2024年10月1日
栃木	954	1,004	50	2024年10月1日
群馬	935	985	50	2024年10月4日
埼玉	1,028	1,078	50	2024年10月1日
千葉	1,026	1,076	50	2024年10月1日
東京	1,113	1,163	50	2024年10月1日
神奈川	1,112	1,162	50	2024年10月1日
新潟	931	985	54	2024年10月1日
富山	948	998	50	2024年10月1日
石川	933	984	51	2024年10月5日
福井	931	984	53	2024年10月5日
山梨	938	988	50	2024年10月1日
長野	948	998	50	2024年10月1日
岐阜	950	1,001	51	2024年10月1日
静岡	984	1,034	50	2024年10月1日
愛知	1,027	1,077	50	2024年10月1日
三重	973	1,023	50	2024年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	967	1,017	50	2024年10月1日
京都	1,008	1,058	50	2024年10月1日
大阪	1,064	1,114	50	2024年10月1日
兵庫	1,001	1,052	51	2024年10月1日
奈良	936	986	50	2024年10月1日
和歌山	929	980	51	2024年10月1日
鳥取	900	957	57	2024年10月5日
島根	904	962	58	2024年10月12日
岡山	932	982	50	2024年10月2日
広島	970	1,020	50	2024年10月1日
山口	928	979	51	2024年10月1日
徳島	896	980	84	2024年11月1日
香川	918	970	52	2024年10月2日
愛媛	897	956	59	2024年10月13日
高知	897	952	55	2024年10月9日
福岡	941	992	51	2024年10月5日
佐賀	900	956	56	2024年10月17日
長崎	898	953	55	2024年10月12日
熊本	898	952	54	2024年10月5日
大分	899	954	55	2024年10月5日
宮崎	897	952	55	2024年10月5日
鹿児島	897	953	56	2024年10月5日
沖縄	896	952	56	2024年10月9日

データでみる中小企業の付加価値率

地域別最低賃金が大幅改定となりました。こうした賃上げに対応していくには、生産性向上を通じた収益力の強化が欠かせません。ここでは今年7月に発表された調査結果※から、企業活動において、その企業が生み出す価値である「付加価値」に関するデータをみていきます。

付加価値とは

付加価値とは、企業が自社の事業活動を通じて新たに生み出した価値のことをいいます。そして、売上高に占める付加価値の割合を付加価値率といい、以下の算式で求められます。

$$\text{付加価値率} = \text{付加価値額} \div \text{売上高} \times 100 (\%)$$

全体の付加価値率は26.1%

上記調査結果から、2022年度の中小企業（法人企業）の付加価値率を従業員規模別にま

とめると、下表のとおりです。

従業員規模計をみると、法人企業合計の付加価値率は26.1%でした。産業別では、各種のサービス業などが、40%を超えて高くなっています。前年度差をみると、法人企業合計は0.8ポイント減少しました。産業別でみても、前年度差がプラスになったのは不動産業、物品賃貸業だけでした。

付加価値率は、商売の仕方によって変わります。自社の付加価値率がどうなのか、現状を把握し、改善のポイントを検討されてはいかがでしょうか。

中小企業（法人企業）の付加価値率（%、ポイント）

	従業員規模計					前年度差
		5人以下	6～20人	21～50人	51人以上	
法人企業合計	26.1	27.2	26.5	25.2	25.9	-0.8
建設業	26.1	25.0	29.2	26.1	23.7	-0.8
製造業	29.7	30.1	34.4	29.8	28.7	-1.8
情報通信業	42.8	40.0	45.3	43.9	42.3	-2.9
運輸業、郵便業	41.5	32.5	40.8	42.7	42.3	-3.1
卸売業	10.8	10.2	10.5	11.7	10.8	-0.5
小売業	19.9	19.3	19.0	19.2	20.7	-0.2
不動産業、物品賃貸業	45.3	46.6	55.5	33.0	43.1	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	49.4	59.8	51.5	41.9	45.7	-0.8
宿泊業、飲食サービス業	45.9	42.0	47.1	49.9	44.8	-9.5
生活関連サービス業、娯楽業	28.1	34.9	33.3	30.3	24.7	-1.2
サービス業（他に分類されないもの）	52.1	40.6	44.0	50.1	58.2	-2.6

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

※中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」

総務省の「経済センサス基礎調査」等の結果をもとに抽出した、全国の中小企業約11万社を対象にした調査で、有効回答率は41.7%です。ここでの付加価値額は付加価値額＝（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）で求めたものとなります。詳細は次のURLのページ中の調査の概況（集計結果）より確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001219980&cycle=7&year=20230>

海外出張における日当の支給状況

9月号では、国内出張における日当の支給状況を紹介しました。ここでは今年6月に財務省より発表された調査結果※から、企業の海外出張における日当の支給状況をみていきます。

8割超が定額支給

上記調査結果によると、海外出張における日当の支給方法について、定額支給とする企業が81.5%、支給しないが11.3%、その他が7.3%となりました。

また、定額支給する企業における支給通貨をみると、円が75.1%、ドルが23.2%、その他が1.8%でした。

地域別の平均支給額

日当を円で支給する企業の地域別平均額をまとめると、表1のとおりです。

【表1】地域別日当支給額の平均額（円）

地域	平均額
アジア（130）	5,811
オセアニア（91）	6,533
北米（96）	7,111
中南米（88）	6,347
欧州（97）	6,973
中近東（84）	6,389
アフリカ（85）	6,254

財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」より作成

最も高いのが北米の7,111円で、最も低いのがアジアの5,811円でした。

全体の最高額と最低額

日当を円で支給する企業の、最低額と最高

額、平均額をまとめると、表2のとおりです。

【表2】海外出張における日当の支給額
（%、円、回答数：337）

	最低額	最高額	平均額
2,000円未満	9.5	1.5	3.6
2,000～2,999円	14.8	7.1	11.3
3,000～3,999円	20.2	11.9	16.9
4,000～4,999円	14.5	9.5	13.6
5,000～5,999円	21.4	18.1	19.0
6,000～6,999円	10.1	13.1	13.1
7,000～7,999円	4.5	11.0	8.9
8,000～8,999円	2.4	7.4	5.9
9,000～9,999円	0.6	3.0	1.5
10,000～14,999円	1.5	11.3	5.3
15,000～19,999円	-	3.3	0.3
20,000円以上	0.6	3.0	0.6
平均額	4,256	7,041	5,441

財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」より作成

最低額は5,000～5,999円が21.4%で最も高く、3,000～3,999円が20.2%が続いています。平均額は4,256円となりました。

最高額も5,000～5,999円が18.1%で最も高く、次いで6,000～6,999円が13.1%となりました。平均額は7,041円です。

平均額も5,000～5,999円が19.0%で最も高く、3,000～3,999円が16.9%が続いています。平均額は5,441円でした。

日当を支給する企業では、自社の支給額の見直し材料等にされてはいかがでしょうか。

※財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」

2024年6月に公表された、旅費規程等（国内出張、国内赴任、海外出張、海外赴任等）を有する民間企業3,000社を対象に、2023年6月～7月に行われたアンケート調査です。表1の地域名のカッコ内の数字は回答数です。有効回収数は551件です。四捨五入の関係で100%にならない部分があります。
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/20220627160951.htm

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

01 年末調整の準備



年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

今年の年末調整では、定額減税の年調減税事務の対応も必要となります。特に扶養の異動状況について確実に把握できるよう、従業員に事前周知しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

02 年末賞与の支払準備



今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）



11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（※）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

04 パート等の年間収入をチェック



パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲（年間給与収入103万円以内）等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

05 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行



2024年11月1日より、フリーランスの方の働く環境を守るため、取引条件の明示、報酬支払期日の設定・期日内の支払いやハラスメント対策に関する体制整備などを定めたフリーランス新法が施行されます。フリーランスの方に業務委託をする企業にとっては、大きな影響がありますので、詳細を把握しておきましょう。

06 防火対策



秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

[お仕事カレンダー]

WORK CALENDAR

11月号 / 2024

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画を立ててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	金	仏滅	●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険未手続事業一掃強化期間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	土	大安	
3	日	赤口	文化の日
4	月	先勝	振替休日
5	火	友引	
6	水	先負	
7	木	仏滅	立冬
8	金	大安	
9	土	赤口	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	日	先勝	
11	月	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（10月分）
12	火	先負	
13	水	仏滅	
14	木	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付日（第2期分 ※口座振替を利用する場合）
15	金	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	土	先勝	
17	日	友引	
18	月	先負	
19	火	仏滅	
20	水	大安	
21	木	赤口	
22	金	先勝	小雪
23	土	友引	勤労感謝の日
24	日	先負	
25	月	仏滅	
26	火	大安	
27	水	赤口	
28	木	先勝	
29	金	友引	
30	土	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（10月分）（12月2日期限） ●所得税の予定納税額の納期限（第2期分）（12月2日期限） ●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで（12月2日期限）